

「港にぎわい公園づくり推進計画（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方について

1 区民意見募集の実施概要

(1) 意見の募集期間と件数

募集期間	意見の人数	意見の件数
令和3年12月21日 ～令和4年1月20日	5人 (インターネット5人)	19件

(2) 意見の提出方法

インターネット、郵便、ファクシミリ、直接持参

(3) 資料の閲覧場所

港区土木課（区役所5階）、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各地区総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

2 意見・要望等の対応状況

対応状況		件数
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	4件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	7件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	3件
4	意見の内容が対応できないもの	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	5件
合計		19件

No	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
1	目標水準 (公園)	にぎわいステージ2の目標設定について、P59に様々な担い手が存在し、イベント開催等の規制緩和や民間参入の推進について記載されているので、令和8年度までの目標として、今までになかった団体参入を目標値に含めないと、既存の利用件数を増やすだけにとどまるのでは。	エリアマネジメント団体による公園の活用を見据え、にぎわいステージ2の目標「管理運営に関わる団体数の数」に公園等を管理・活用するエリアマネジメント団体数を追加し、団体の参入を促してまいります。	1	26
2	基本方針3 みんなで公園を 育てる	港区全域にプレーパーク、あそびのきちを広げるため の手段として、様々なプレーパーク運営団体が区内の 各地域に立ち上がり、団体のあり方に合わせた運営を可 能にする支援策を講じて欲しい。	第Ⅱ編 施策3-1-1公園整備・管理における協働の推進の具 体的な取組「③プレーパーク・あそびのきちの推進」の中に、「地 域団体を発掘するとともに、運営体制に合わせた支援策を講じま す。」を追記いたします。	1	56
3	基本方針3 みんなで公園を 育てる	住民等の担い手が公園を活用する活動を行う際、活動 の支援内容などに関する広報と同時に、担い手に向けた 窓口をわかりやすいように一元化して欲しい。	第Ⅱ編 施策3-1-1公園整備・管理における協働の推進の具 体的な取組「④協働の担い手づくり」の中に、「区の支援内容や支 援を行う窓口について、広報紙やHP等で周知します。」を追記 いたします。	1	57
4	地区別方針 (芝浦港南)	運河沿いのブランディング化を行い、運河の魅力を高 めて欲しい。	第Ⅳ編 芝浦港南地区の公園等の整備・管理運営の方針「○自 然や水辺を身近に感じられる公園づくり」の中に、「東京都港湾 局や地域の方々と連携し、運河沿いの緑や水辺を身近に感じられ る空間づくりを進めます。」を追記いたします。	1	110
5	基本方針1 個性ある公園を つくる、つなぐ	鉄棒やうんていを各公園に設置して欲しい。	遊具の選定は、公園等の面積や周辺公園等の遊具の配置状況、 小学校・保育施設等を含めた地域の声を踏まえ決定しているた め、全ての公園等に鉄棒やうんていを設置することは困難です。 引き続き、第Ⅱ編 施策1-2-1遊び空間の創出の具体的な取組 「①遊び場の確保」のとおり、利用実態や地域の声を踏まえ、多 様な遊び場の確保に努めてまいります。	2	35

No	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
6	基本方針1 個性ある公園をつくる、つなぐ	マイボトル給水機の設置検討について、ぜひ具体的に進めて欲しい。	第Ⅱ編 施策1-3-4環境配慮の推進の具体的な取組「①ゼロカーボンシティの推進」のとおり、マイボトル給水機の設置検討の際は、他自治体の事例や企業連携の可能性について、調査・研究を進めてまいります。	2	42
7	基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す	自転車や一輪車を練習する場所が欲しい。	自転車や一輪車を練習するための広場の整備には、十分な公園等の面積や近隣の方々のご理解が必要です。まずは、地域のニーズを把握するため、第Ⅱ編 施策2-2-1公園等を楽しむメニューやサービスの充実の具体的な取組「①公園等の特色を生かしたプログラム・サービスの提供」のとおり、指定管理者が行う公園等でのイベントとして、練習の機会の提供について検討してまいります。	2	47
8	基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す	物販・飲食サービスの提供について、港区立公園でも実験しながらニーズがある場所には広げて欲しい。	第Ⅱ編 施策2-2-1公園等を楽しむメニューやサービスの充実の具体的な取組「②物販・飲食サービスの提供」の主な担い手は区・指定管理者・エリアマネジメント団体としております。区は、指定管理者・エリアマネジメント団体と連携し、地域のニーズに合ったサービスを提供してまいります。	2	47
9	基本方針3 みんなで公園を育てる	プレーパークの運営に関わる住民組織への支援を区としても充実していただき、子供たちが遊びに行きたくなる公園づくりをお願いしたい。	第Ⅱ編 施策3-1-1公園整備・管理における協働の推進の具体的な取組「③プレーパーク・あそびのきちの推進」のとおり、運営を担っている住民組織や新たに運営に携わる団体に対し、運営体制に合わせた支援を行いながら、子どもの遊び場づくりを推進してまいります。	2	56
10	基本方針3 みんなで公園を育てる	公園づくりに関わりたい団体は多いと思うので、新しい協働事例については広く情報発信をお願いしたい。	第Ⅱ編 施策3-1-1公園整備・管理における協働の推進の具体的な取組「④協働の担い手づくり」のとおり、地域の方々の活動状況を、区のHP等で紹介し、参加者の意識の醸成を図りながら、活動に対する普及啓発を進めてまいります。	2	57

No	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
1 1	地区別方針 (麻布)	十番通宮村町公衆便所は建替えの必要性、存続自体も必要性がなく、廃止が妥当である。	第IV編 麻布地区の公衆トイレの整備・管理運営の方針では、現時点で、十番通宮村町公衆便所は建替えまたは廃止に関する計画はありません。今後、利用状況や周辺のトイレの配置状況、地域の方々の声を伺いながら、第III 施策2-3 公衆トイレ機能の適正配置の検討のとおり、必要性に関する検討結果を踏まえ、存続(建替え)または廃止について検討してまいります。	2	7 5 9 3
1 2	基本方針1 個性ある公園をつくる、つなぐ	子どもの間でもリップスティックが流行っているが、遊べる場所がない。夕風橋遊び場(スケボーひろば)は若者のスケボー利用が多いが、子どもも安全に使いやすいよう整備して欲しい。	夕風橋際遊び場は、近隣住民、スケートボード利用者、バスケットボール利用者の代表者間で、セクションの形状や配置など整備内容について検討し、スポーツ専用施設としてではなく、多目的広場の延長として整備されており、誰もが利用できる遊び場として、子どものリップスティックでの滑走も可能です。引き続き、利用者が気持ちよく利用できるよう、お子様が利用できることの周知とマナー向上に努めてまいります。	3	—
1 3	基本方針1 個性ある公園をつくる、つなぐ	環境問題として、マイクロプラスチックをなくしていく事が求められている。そのためには、人工芝ではなく、天然芝を使用すべき。情操教育のためにも自然を感じる天然芝にして欲しい。	区では、地域の要望等を踏まえ、芝生広場のある公園整備を進めており、現時点で、天然芝を始めとした草地で整備された公園等は21箇所、人工芝で整備された公園等は1箇所となっています。やむを得ず人工芝を使用する際は、環境負荷の低い人工芝を選定するとともに、マイクロプラスチックの流出対策も講じてまいります。	3	—
1 4	基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す	チャドクガの毛虫がいる公園があるので対策して欲しい。	チャドクガなどの害虫の駆除については、害虫の発生が予想される時期に定期的に巡回点検を行い、発見次第駆除をしています。引き続き、早期発見、早期駆除に努めてまいります。	3	—

No	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
15	目標水準 (公園)	総合的な目標水準として、「公園等利用実態調査」のアンケート結果を基に満足度が定められているが、公園を利用していない方や、利用したくてもできない方などの意見も確認すべきだ。	本計画では、公園等に特性を持たせながら、多様な利用ニーズに応える公園づくりを進めることで、目標の一つである満足度を更に上げていくこととしています。公園を利用していない方、利用したくてもできない方についても、公園整備の際のアンケートや地元説明会、広聴など、様々な機会を通じてニーズを把握し、誰もが安心して楽しく利用できる公園として、「満足度」の向上を目指してまいります。	5	22 56
16	基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す	公園は子どもたちの遊び場として、区民の憩いの場として無くてはならないものであり、地域の防災拠点として、港区が責任を持って運営すべき。指定管理者に任せざる事はやめていただきたい。	区では、公園等の維持管理レベルの向上と安全・安心の取組の強化、身近な公園等としての魅力の向上を目指し、各地区総合支所単位で公園等への指定管理者制度を導入しています。導入以降は利用者満足度が向上している状況です。指定管理者制度においては、指定管理者が区に代わって公園の管理・運営を行いますが、区は、公園の設置者として、適切な管理と良質なサービスの提供を安定的かつ継続的に確保する責任があります。引き続き、指定管理者とともに公園の安定的な運営及び区民サービスの充実を推進してまいります。	5	4 49
17	基本方針3 みんなで公園を育てる	新たな制度（Park-PFI、市民緑地認定制度、都市公園リノベーション制度）活用について、令和8年度までに活用可能性の検討だけでなく、具体化・試行・実施につなげて欲しい。特に Park-PFI は平成29年に設けられてから5年が経過している。	区では平成29年度から指定管理者制度を全面導入しており、現時点では、指定管理者が公園利用者の利便の向上に資するサービスを提供しています。導入から5年が経過し、満足度が向上していることから、新たな制度活用によるにぎわい創出に向けては、その必要性や指定管理との役割区分について整理が必要です。今後、制度の活用について検討し、活用が決まった際には、速やかに具体化・実施に向け取り組んでまいります。	5	60
18	地区別方針 (芝浦港南)	お台場海浜公園側の賑わいのように芝浦ふ頭側も海辺に隣接する観光スポットとして魅力と賑わいのある公園事業を行って欲しい。	ゆりかもめから海側は臨港地区に指定されており、東京都港湾局の管理区域となっているため、管理者へご要望をお伝えいたします。	5	110

No	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
19	各取組の実施時期	各項目の実施時期について、実施時期の精査やメリハリづけとともに、着手だけではなく完了目標を明確化する必要がある。	本計画に基づく各取組は、公園等施設の更なる充実と区民との連携・協働による公園づくりを目指しており、継続性が求められることから、完了時期を示していません。また、策定から5年後（令和8年度）の段階で施策の進捗状況や利用者ニーズ、社会情勢の変化などを踏まえ見直すこととしており、その際に既存の取組の継続または見直しを判断するとともに、新たな取組を推進してまいります。	5	118 119 120